

偉大、建國の精神を具現して彌々萬世不易の範を後世に垂れた」事、誠に尊き極みであり、「王政復古の大詔令」發布より遂次「天皇親政の實が擧り終に」廢藩置縣が行はれて維新の大業は剩す處なく完成せられた」とする所の本書を一貫する維新の王政復古的解釋は、これ亦其れ自體に於ては誠に正しとされねばならぬであらう。さりながら、本書が果して、維新を萬世不易の建國精神の單なる一範例とする理解にのみ止まるならば、維新と不可分に結びついてゐる所の、今日我々の生活の中で尙生きて働き、今や新に生れつゝあるものによつて退却をせまられて居る所の、生活様式成立の時期としての——即ち歴史的に特殊、一定の意義を持つ所の王政復古としての——維新の具體的なる理解の來る事うすいものであると言へる。尙言はゞ此の抽象は大化、建武の現在に持つ意義——規定力——と明治の其とを均しなみにし、後者の國史全體の上を持つ位置に對する具體的理解を妨げ、其が現實の裡に生ける過去として把握さるゝ事を力弱きものとするであらう。此の事はやがて本書を讀む我々の現在理解をして抽象的ならしめると共に本書の目指す「國民精神作興」をも、我々をして立ち上らせるばかりでなく、直に踏み出させる所の、將來への行動の契機として生ける具體性を持ち得る事を亦尠くすると言ひ得るであらう。そして此の事は本書が維新に於ける特殊多様な事實の羅列的な、若しくは事物起源的な敘述を持つ事にも關する事であらう。然し是も畢竟は本書の官製編纂物たる性質の不得止致す所なるを思ひ、本書編纂者の苦心を察する次第であるが、希はくは續く諸卷が此

の臆測をして單なる杞憂に終らしめん事を！

さるにても、我々が今日かゝる膨大な「維新史」を持ち得る事は確に大きな歡びでなければならぬ。然も此が稿本四千四百餘冊もの「維新史料」を、その根底に堅く持つ事は、誠に官製編纂物のみの持ち得る強みであらう。我々は本書が「史料」と共に、つゝがなく出版され終る事を衷心祈念するものである。(第一卷、菊版、凡例二頁、目錄二五頁、緒言五頁、本文六七四頁、附録外國地名人名歌對照表六頁、正誤表一頁、文部省內雜新史料編纂事務局發行、東京神田明治書院發賣、價四圓八拾錢)(石田一良)

思園上人一period形象記

橋本凝胤編

南都西大寺の寂尊が、鎌倉末期の巨匠として幾多の偉績を残して置いた事は、年と共に闡明されて行き、研究者の研究を積む毎に、ますます其の巨大なる足跡に驚嘆するのである。殊に師が恰も文永弘安の蒙古襲來期に際會され攘夷のために神佛に熱願を籠められた事が知らるゝに及びて、師への景慕は一層熾烈となり、當今の如く外國と事を構ふるや至ると、復新に師の效驗が追憶せられる。

本書は普通「感身學匠記」の名によつて知られる興正菩薩寂尊の日記と言はれるものであるが、實は普通の意味の日記でなく、一種の自叙傳の如きものであり、又弟子門人の加筆及後篇の部分もあるから、その點に於いて史料としての價值はやゝ下るものがある

福岡縣史資料

福岡縣 縣編

本書は流布本殆んど稀で、僅かに西大寺本、淨住寺本のみであるから、所謂稀觀の書で、古來此書を引用するもの山城名所誌以下僅かに數書のみであつた。されば、今回本書が橋本師によつて西大寺本を玻璃版に附せられた事は、古書普及並び保存の二重の意味に於いて、學界の慶賀すべき事柄であらう。たゞ惜しむことは、形狀の小さいために文字の不明な所がある事で、もう少し大きくかつたならばと思ふ。

併し、編者は別に一冊の讀本を添へて居り、それには詳細な解説もあるから、さきの不便は充分に補ふ事が出来る。

文永五年の條に、

夏竟、參天王寺、爲拂異國難、修種々勤、今年正月異國勝狀到來故也、講覺綱經十重禁戒、八月十九日依平城天皇御宇八幡大菩薩御託宣、於難波浦一百餘輩同音唱南無仁王護國般若波羅密多經一百八遍……

文永十二年三月三日

大神宮二度參詣進發………備蒙古人重來征、故解夏以後引率同法、參詣降伏異率、神社佛寺、修隨分勤行、祈日域安穩正法久住

以下多數葉古來に關する記事がある外に、文永十二年の條に收むる建治九年八月十三日長吏以下七名連署になる非人過分の義を停止すべき由の請文の如きも、一般社會史の好資料であらう。(定價五圓、大和法隆寺鶴敷郷舍發行)(中村直勝)

福岡縣史資料は、伊東尾四郎氏が福岡縣の委囑を受けて編纂したもので、昭和七年六月第一輯が出版されてより八ヶ年に亘つて續刊され、今度その最後の第十輯が出版せられて、こゝに全十冊の完成を見たわけである。

此書の編纂の體裁は、全體を通じて、大體、書目、解題、古代編年史料、地方古文書、近世の記録、明治史料の六項目に分類される。併し、一冊毎に何等かの項目について纏つてゐるのではなく、各冊、夫々の項目に屬するものが隨時載せられてゐるのである。併し、その中に單に一冊のみを抜出して見る時は、かなり雜然としてゐるが、第十輯の終に各項目別の總目錄が附せられてゐるから、それによつて如何なるものがどの輯に入つてゐるかは知り得るわけではあるが、編纂の方法に多少不便さのあるのは免れない。

次に、その内容を見ると、書目の項では、縣内藏書の目錄を擧げ、解題の項では、福岡縣に關係のある書物について簡單な解説をし、古代編年史料の項は太古より、後醍醐天皇の建武元年に至るまでの福岡縣の歴史に關係のある重要な史料を種々の記録及文書中より抽出して編年的に列記されてゐる。地方古文書の項は筑前地方古文書、筑後地方古文書、豊前地方古文書の三項目に分類されてゐるが、夫々の地方の古文書、例へば、筑前の宗像神社文書及宗像大宮司關係文書、麻生文書、筑後の五條家文書、大友